

社会福祉法人清明会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清明会の役員・評議員及び評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 説明等の理由により理事長及び理事が評議員会、評議員が理事会に出席する場合は、別表1による1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会及び評議員会が同日開催の場合については、これを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事が第3条に定める会議（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が第3条に定める会議（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の役員報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により監事監査報酬等を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第 6 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

- 2 評議員選任・解任委員が説明等の理由に理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。
- 2 評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員等）

第 8 条 施設の職員を兼務する理事長及び理事は、原則として当該規程に定める報酬等は支給しない。但し、理事長が認める場合、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

- 2 施設の職員を兼務する評議員選任・解任委員は、原則として当該規程に定める報酬等は支給しない。但し、理事長が認める場合、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（評議員報酬の支給限度額）

第 10 条 評議員に対して支給する報酬の各年度の総額については、定款第八条に定める金額を上限とする。

(改正)

第 11 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人清明会役員及び評議員報酬規程」は、廃止とする。

別表 1 会議出席に係る役員等報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員報酬	20,000円	なし
評議員報酬	20,000円	なし
評議員選任・解任委員報酬	10,000円	なし

別表 2 業務に係る役員等報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
役員業務報酬	20,000円	なし	※1
評議員業務報酬	20,000円	なし	※1
監事監査報酬等	40,000円	なし	※1
評議員選任・解任委員業務報酬	10,000円	なし	※1

※1 業務上必要と考えられる費用について、社会通念上妥当と判断される場合は、実費弁償費を支払う場合がある。

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

※2 上記別表 1 から別表 3 に定める報酬については、全て税引後の金額とする。